平成２２年（フ）第４７５号
群馬県伊勢崎市赤堀鹿島町824番地７
債務者　日根野恵子（旧姓山岸）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４７８号
群馬県前橋市上小出町２丁目６番地10　光和メゾン101号
債務者　曽田　葉子（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４９３号
群馬県前橋市青柳町849番地７　エステートピア青柳201号
債務者　深堀　　晃
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５０１号
群馬県伊勢崎市赤堀今井町１丁目315番地１
債務者　長岡　敏美
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５０２号
群馬県伊勢崎市赤堀今井町１丁目315番地１
債務者　長岡幸千恵
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第９９８号
千葉市美浜区真砂４丁目３番２棟1203号
債務者　笹山　留美
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０１０号
千葉市稲毛区園生町969番地19
債務者　齋　　朋子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３９０号
新潟市東区大形本町２丁目４番３号　ハイツＳａｋｕｍａ201、前住所新潟県五泉市西四ツ屋丁413番地
債務者　飯島　　卓
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４８１号
新潟市中央区医学町通２番町74番地１　トーカンマンション医学町102号
債務者　戸田　鉄朗
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９６号
三重県松阪市大黒田町1512番地１　ラフォーレ城南202
債務者　堀江　慎一
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第１０３５号
京都市南区吉祥院西ノ庄西中町１番地
債務者　藤田　敏夫
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１５３号
京都府木津川市加茂町里南里49番地１　ヒルトップ・テラス205号
債務者　藤城　久子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２９３号
京都市右京区西院月双町61番地３
債務者　瀬戸　和宏
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３７８号
京都市左京区田中西大久保町56番地
債務者　川端　　惇
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４０６号
京都府宇治市木幡御蔵山39番地の122
債務者　奥田　彰彦
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４２７号
京都市北区大北山原谷乾町129番地10
債務者　田中セミノ
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４５５号
京都市北区紫野西蓮台野町57の２稔荘11号
松本方、住民票上の住所京都市西京区桂上野東町127番地　シュペリールＢ棟106号室
債務者　滝川　耕平
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係